

## 消費者

# 悪質な事業者に買い取られた

## 訪問買取には慎重に

ある日、高齢で一人暮らしをしているAさんに、「要らない靴や服はありませんか。お宅に買い取りに伺います」と突然電話があり、来てもらう約束をしました。しかし、訪れた事業者はAさんが用意した服などには見向きもせず、「貴金属はないか」と迫ってきたのです。Aさんは恐怖を感じ、大切なアクセサリー5点、腕時計1点を合計1万円で売却してしまいました。



このような事例は、訪問買取と言いつ、クーリング・オフ制度が適用され、契約書面を受け取った日を含め8日間以内であれば無条件で解約することができます。しかし、期間内にクーリング・オフを申し出ても品物が転売されていたり、貴金属は既に溶かされていたりして、戻って来ないことがあるので、注意が必要です。

訪問買取では契約をしても、クーリング・オフ期間は、品物を引き渡す必要はありません。慎重に考えて

から、品物を引き渡すようにしましょう。

また、貴金属を買い取るまで帰らない事業者もいますので、売りたいくない物は安易に見せず、渡さないようにしてください。事業者が訪れた際は、一人でなく必ず複数人で対応するようにしてください。

訪問買取では約束をした品物以外の買い取りは禁じられています。飛び込みでの訪問も禁止されているので、そのような営業をする業者はきっぱりと断りましょう。

困ったことがあれば、すぐに消費者センターに相談してください。

消費者センターでは、悪質商法や新車の消費者トラブルなどの警戒情報をメールマガジンで配信しています。メールマガジンに登録して、安全で安心な消費生活を目指しましょう。



登録はこちら

### ■問い合わせ

消費者センター(☎8299・1234)  
受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。